



江戸川区 介護予防・日常生活支援総合事業 サービスコードの手引き

平成30年12月14日

江戸川区福祉部
介護保険課事業者調整係

江戸川区介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者が使用するサービスコードは下記のとおりです。

サービス種類 コード	サービス種類名	内容	算定
A1	訪問型サービス (みなし)	総合事業の みなし指定を受けた 事業者が請求するサービス種類	平成30年3月サービス提供分まで
A5	通所型サービス (みなし)		
A2	訪問型サービス (独自)	市町村が独自に単位数・地域単価 を規定するサービス種類。 単位数・地域単価以外の内容は国 が規定する内容とする。	
A6	通所型サービス (独自)		
A3	訪問型サービス (独自/定率)	市町村が独自に内容を規定する サービス種類。利用者負担は定率。	平成30年4月サービス提供分から 国基準と同等サービス
A7	通所型サービス (独自/定率)		
A4	訪問型サービス (独自/定額)	市町村が独自に内容を規定する サービス種類。利用者負担は定額。	平成30年4月サービス提供分から 緩和型サービス
A8	通所型サービス (独自/定額)		

請求上の注意事項 (1/4)

- 平成30年4月サービス提供分から、包括報酬の考え方を廃止し、原則、回数に応じた実績払いとします。

例) 1割負担の事業対象者又は要支援1の方が、週1回程度のサービスを月のなかで1~3回まで利用した場合、以下のコードとなる。

使用するサービスコード : A3 1013

同上の例で、月4回以上 (月に5週ある場合は5回となるため) は、国の定める単価上限を超えられないため、以下のコードとなる。

使用するサービスコード : A3 1001

- 利用者の自己負担割合に応じたサービスコードがあるため、自己負担割合によって請求コードが変わります。

A3・A4・A7・A8のサービスコードは、以下のルールで自己負担割合毎に割り振りしております。

1割負担 : 1001~1199

2割負担 : 1201~1399

3割負担 : 1401~1599

- サービスコード表、単位数マスタインタフェースは江戸川区介護保険のページに掲載しています。

<http://www.kaigo.city.edogawa.tokyo.jp/related/related15.html>

(サービスコード表)

(単位数マスタインタフェース)

- 平成30年4月サービス提供分から

[A3訪問型サービス\(独自/定率\)\(国基準と同等\)](#)  (267KB)

[A7通所型サービス\(独自/定率\)\(国基準と同等\)](#)  (287KB)

[A4訪問型サービス\(独自/定額\)\(緩和型\)](#)  (90KB)

[A8通所型サービス\(独自/定額\)\(緩和型\)](#)  (217KB)

- 平成30年4月サービス提供分から

[A3単位数マスタインタフェース](#)  (34KB)

[A7単位数マスタインタフェース](#)  (36KB)

[A4単位数マスタインタフェース](#)  (4KB)

[A8単位数マスタインタフェース](#)  (20KB)

[サービスコードを統合したマスタインタフェース](#)  (106KB)

請求上の注意事項（2/4）

- 国基準と同等サービスは、利用者の自己負担割合に応じた定率の給付ですが、緩和型サービスは、利用者の自己負担額を直接算定しています。詳細については、サービスコード表を参照してください。

江戸川区通所型サービス(独自/定額)(緩和型)サービスコード表

【自己負担割合1割(給付率90%)】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		利用者負担額(円)	合成 単位数
種類	項目					
AB	1001	緩和型通所サービス1	イ 通所型基準緩和サービス費(独自)	事業対象者・要支援1 <small>※回数による計算の結果が1647単位を超えた場合</small>	1798	1647

- 複数事業所を利用する場合、算定に制限があります。詳細については、江戸川区介護保険の ページ内「[介護予防・日常生活支援総合事業についての質問に対する回答](#)」の No. 8を参照してください。
- 送迎減算は1日48単位とします。また、実績ではなくプランに基づき算定してください。そのため、1月のなかで送迎有と送迎無しが同時に算定されることは想定しておりません。なお、サービスコードは48単位を減算した本体単位として設定しております。

請求上の注意事項 (3/4)

- 加算は原則、算定内容・算定要件・単価等、国基準に準じていますので、1月当たりの請求をしてください。介護職員処遇改善加算等割合によって算定される加算については、回数コードを設けていますので、回数に応じて請求してください。但し、基本報酬の算定単位が1月となった場合は、それに応じた加算コードを使用してください。詳しくは、後記のサービスコードの使い方を参照してください。

A7	1013	通所型サービス(国基準と同等)若年性認知症受入加算	ホ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240
A7	1014	通所型サービス(国基準と同等)生活向上グループ活動加算	ヘ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100
A7	1035	通所型サービス(国基準と同等)処遇改善加算I・7			項目1007の場合	24
A7	1029	通所型サービス(国基準と同等)処遇改善加算I・1	フ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(1) 所定単位数の59/1000 加算		項目1001の場合	97

1月当たりで算定する加算の例

基本単位(回数)に対して算定する処遇改善加算の例

基本単位(1月)に対して算定する処遇改善加算の例

- 算定単位が「1月につき」の加算について複数事業所を利用した場合、それぞれの事業所で加算を取得できます。
例：訪問型サービスの初回加算、通所型サービスの運動器機能向上加算等 A事業所もB事業所も1月1回まで算定可能

- 介護職員処遇改善加算は各加算に対応する算定項目があります。複数事業所を利用した場合も各事業所が利用に応じて算定できます。
詳しくは、後記のサービスコードの使い方を参照してください。
例) 運動器機能向上加算及びそれに対応する処遇改善加算Iを算定する場合

- ・運動器機能向上加算 A7 1015
- ・通所型サービス(国基準と同等)処遇改善加算I・15 A7 1043

A7	1015	通所型サービス(国基準と同等)運動器機能向上加算	運動器機能向上加算		225単位加算	225
A7	1043	通所型サービス(国基準と同等)処遇改善加算I・15			項目1015の場合	13

請求上の注意事項（4/4）

平成30年10月1日以降の新しい加算について

- 従前の加算と同様、新しい加算の算定要件等についても、国の地域支援事業実施要綱で定めた取扱いと同様です。
- A7・A8の栄養スクリーニング加算は、算定要件どおり、6か月に1回を限度としての算定になりますので、算定にあたってはご注意ください。
- 通所型サービスの生活機能向上連携加算の取得については、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施している医療提供施設と連携していることが分かる誓約書等（協定を含む）の写しが必要になります。（東京都と同様の扱いです。）

以下は、訪問型サービス国基準と同等（A3）を例にサービスコードの使い方を説明いたします。

（緩和型サービスの特徴を説明するため、一部、A8を例にします。）

基本的な考え方は訪問型サービス緩和型（A4）・通所型サービス国基準と同等（A7）・通所型サービス緩和型（A8）いずれも変わりませんが、算定項目、単位数、算定単位、支給限度額対象区分等各サービスコードの詳細はサービスコード表を参照してください。

訪問型サービス（国基準と同等）（定率）コードの使い方

（サービスコード等は平成30年10月1日現在のものです。今後報酬改定等により変わる可能性があります。）

例1-1-1（自己負担割合1割）

- ・週1回程度の利用を想定した初回の利用者に、月に1回のサービスを提供した場合
- ・利用者の自己負担割合が1割の場合（2割・3割の場合、サービスコードが変わります）

報酬の区分	平成30年3月サービス提供分まで	平成30年4月サービス提供分から （国基準と同等事業所はすべてA3）	
	従来どおりです。	サービスコード	単位数
基本報酬		A3 1013	292単位（1回につき）×1回 =292単位 ※1～3回までは単位×回数で計算します。
初回加算		A3 1025	200単位（1月につき）
介護職員処遇改善加算 （Ⅰ）137/1000		A3 1039	40単位（1回につき）×1回＝ 40単位 ※1～3回までは単位×回数で計算します。
		A3 1051	27単位（1月につき）
合計単位数			559単位

訪問型サービス（国基準と同等）（定率）コードの使い方

（サービスコード等は平成30年10月1日現在のものです。今後報酬改定等により変わる可能性があります。）

例1-1-2（自己負担割合2割）

- ・週1回程度の利用を想定した初回の利用者に、月に1回のサービスを提供した場合
- ・利用者の自己負担割合が2割の場合（1割・3割の場合、サービスコードが変わります）

報酬の区分	平成30年3月サービス提供分まで	平成30年4月サービス提供分から （国基準と同等事業所はすべてA3）	
	従来どおりです。	サービスコード	単位数
基本報酬		A3 1213	292単位（1回につき）×1回 =292単位 ※1～3回までは単位×回数で計算します。
初回加算		A3 1225	200単位（1月につき）
介護職員処遇改善加算 （Ⅰ）137/1000		A3 1239	40単位（1回につき）×1回＝ 40単位 ※1～3回までは単位×回数で計算します。
		A3 1251	27単位（1月につき）
合計単位数			559単位

訪問型サービス（国基準と同等）（定率）コードの使い方

（サービスコード等は平成30年10月1日現在のものです。今後報酬改定等により変わる可能性があります。）

例1-1-3（自己負担割合3割）

- ・週1回程度の利用を想定した初回の利用者に、月に1回のサービスを提供した場合
- ・利用者の自己負担割合が3割の場合（1割・2割の場合、サービスコードが変わります）

報酬の区分	平成30年3月サービス提供分まで	平成30年4月サービス提供分から （国基準と同等事業所はすべてA3）	
	従来どおりです。	サービスコード	単位数
基本報酬		A3 1413	292単位（1回につき）×1回 =292単位 ※1～3回までは単位×回数で計算します。
初回加算		A3 1425	200単位（1月につき）
介護職員処遇改善加算 （Ⅰ）137/1000		A3 1439	40単位（1回につき）×1回＝ 40単位 ※1～3回までは単位×回数で 計算します。
		A3 1451	27単位（1月につき）
合計単位数			559単位

訪問型サービス（国基準と同等）（定率）コードの使い方

（サービスコード等は平成30年10月1日現在のものです。今後報酬改定等により変わる可能性があります。）

例1-2-1（自己負担割合1割）

- ・週1回程度の利用を想定した初回の利用者に、月に2回のサービスを提供した場合
- ・利用者の自己負担割合が1割の場合（2割・3割の場合、サービスコードが変わります）

報酬の区分	平成30年3月サービス提供分まで	平成30年4月サービス提供分から （国基準と同等事業所はすべてA3）	
	従来どおりです。	サービスコード	単位数
基本報酬		A3 1013	292単位（1回につき）×2回 =584単位 ※1～3回までは単位×回数で計算します。
初回加算		A3 1025	200単位（1月につき）
介護職員処遇改善加算 （I）137/1000		A3 1039	40単位（1回につき）×2回＝ 80単位 ※1～3回までは単位×回数で計算します。
		A3 1051	27単位（1月につき）
合計単位数			891単位

訪問型サービス（国基準と同等）（定率）コードの使い方

（サービスコード等は平成30年10月1日現在のものです。今後報酬改定等により変わる可能性があります。）

例1-2-2（自己負担割合2割）

- ・週1回程度の利用を想定した初回の利用者に、月に2回のサービスを提供した場合
- ・利用者の自己負担割合が2割の場合（1割・3割の場合、サービスコードが変わります）

報酬の区分	平成30年3月サービス提供分まで	平成30年4月サービス提供分から （国基準と同等事業所はすべてA3）	
	従来どおりです。	サービスコード	単位数
基本報酬		A3 1213	292単位（1回につき）×2回 ＝584単位 ※1～3回までは単位×回数で計算します。
初回加算		A3 1225	200単位（1月につき）
介護職員処遇改善加算 （I）137/1000		A3 1239	40単位（1回につき）×2回＝ 80単位 ※1～3回までは単位×回数で計算します。
		A3 1251	27単位（1月につき）
合計単位数			891単位

訪問型サービス（国基準と同等）（定率）コードの使い方

（サービスコード等は平成30年10月1日現在のものです。今後報酬改定等により変わる可能性があります。）

例1-2-3（自己負担割合3割）

- ・週1回程度の利用を想定した初回の利用者に、月に2回のサービスを提供した場合
- ・利用者の自己負担割合が3割の場合（1割・2割の場合、サービスコードが変わります）

報酬の区分	平成30年3月サービス提供分まで	平成30年4月サービス提供分から (国基準と同等事業所はすべてA3)	
	従来どおりです。	サービスコード	単位数
基本報酬		A3 1413	292単位（1回につき）×2回 =584単位 ※1～3回までは単位×回数で計算します。
初回加算		A3 1425	200単位（1月につき）
介護職員処遇改善加算 (I) 137/1000		A3 1439	40単位（1回につき）×2回＝ 80単位 ※1～3回までは単位×回数で計算します。
		A3 1451	27単位（1月につき）
合計単位数			891単位

訪問型サービス（国基準と同等）（定率）コードの使い方

（サービスコード等は平成30年10月1日現在のものです。今後報酬改定等により変わる可能性があります。）

例1-3-1（自己負担割合1割）

- ・週1回程度の利用を想定した初回の利用者に、月に3回のサービスを提供した場合
- ・利用者の自己負担割合が1割の場合（2割・3割の場合、サービスコードが変わります）

報酬の区分	平成30年3月サービス提供分まで	平成30年4月サービス提供分から （国基準と同等事業所はすべてA3）	
	従来どおりです。	サービスコード	単位数
基本報酬		A3 1013	292単位（1回につき）×3回 ＝876単位 ※1～3回までは単位×回数で計算します。
初回加算		A3 1025	200単位（1月につき）
介護職員処遇改善加算 （I）137/1000		A3 1039	40単位（1回につき）×3回＝ 120単位 ※1～3回までは単位×回数で計算します。
		A3 1051	27単位（1月につき）
合計単位数		1223単位	

訪問型サービス（国基準と同等）（定率）コードの使い方

（サービスコード等は平成30年10月1日現在のものです。今後報酬改定等により変わる可能性があります。）

例1-3-2（自己負担割合2割）

- ・週1回程度の利用を想定した初回の利用者に、月に3回のサービスを提供した場合
- ・利用者の自己負担割合が2割の場合（1割・3割の場合、サービスコードが変わります）

報酬の区分	平成30年3月サービス提供分まで	平成30年4月サービス提供分から （国基準と同等事業所はすべてA3）	
	従来どおりです。	サービスコード	単位数
基本報酬		A3 1213	292単位（1回につき）×3回 =876単位 ※1～3回までは単位×回数で計算します。
初回加算		A3 1225	200単位（1月につき）
介護職員処遇改善加算 （I）137/1000		A3 1239	40単位（1回につき）×3回＝ 120単位 ※1～3回までは単位×回数で計算します。
		A3 1251	27単位（1月につき）
合計単位数		1223単位	

訪問型サービス（国基準と同等）（定率）コードの使い方

（サービスコード等は平成30年10月1日現在のものです。今後報酬改定等により変わる可能性があります。）

例1-3-3（自己負担割合3割）

- ・週1回程度の利用を想定した初回の利用者に、月に3回のサービスを提供した場合
- ・利用者の自己負担割合が3割の場合（1割・2割の場合、サービスコードが変わります）

報酬の区分	平成30年3月サービス提供分まで	平成30年4月サービス提供分から （国基準と同等事業所はすべてA3）	
	従来どおりです。	サービスコード	単位数
基本報酬		A3 1413	292単位（1回につき）×3回 =876単位 ※1～3回までは単位×回数で計算します。
初回加算		A3 1425	200単位（1月につき）
介護職員処遇改善加算 （I）137/1000		A3 1439	40単位（1回につき）×3回＝ 120単位 ※1～3回までは単位×回数で計算します。
		A3 1451	27単位（1月につき）
合計単位数		1223単位	

例1のコード表抜粋（1割負担）

A3	1013	訪問型サービス(国基準と同等)IV	二 訪問型サービス費 (独自)(IV) 事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度) 292単位 ※1月の中で全部で3回まで		292	1回につき
A3	1014	訪問型サービス(国基準と同等)IV・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	204	
A3	1015	訪問型サービス(国基準と同等)IV・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	263	
A3	1016	訪問型サービス(国基準と同等)IV・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	184	

A3	1025	訪問型サービス(国基準と同等)初回加算	ト 初回加算	200単位加算	200	1月につき
----	------	---------------------	--------	---------	-----	-------

A3	1039	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算 I・13			項目1013の場合	40	1回につき
----	------	----------------------------	--	--	-----------	----	-------

A3	1051	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算 I・25			項目1025の場合	27	1月につき
----	------	----------------------------	--	--	-----------	----	-------

例1のコード表抜粋 (2割負担)

A3	1213	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅳ	ニ 訪問型サービス(独自)(Ⅳ) 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 292単位 ※1月の中で全部で3回まで		292	1回につき
A3	1214	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅳ・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	204	
A3	1215	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅳ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	263	
A3	1216	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅳ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	184	

A3	1225	訪問型サービス(国基準と同等)初回加算	ト 初回加算	200単位加算	200	1月につき
----	------	---------------------	--------	---------	-----	-------

A3	1239	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅰ・13			項目1213の場合	40	1回につき
----	------	---------------------------	--	--	-----------	----	-------

A3	1251	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算Ⅰ・25			項目1225の場合	27	1月につき
----	------	---------------------------	--	--	-----------	----	-------

例1のコード表抜粋 (3割負担)

A3	1413	訪問型サービス(国基準と同等)IV	ニ 訪問型サービス費(独自)(IV)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		292	1回につき	
A3	1414	訪問型サービス(国基準と同等)IV・初任			292単位 ※1月の中で全部で3回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	204	
A3	1415	訪問型サービス(国基準と同等)IV・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	263	
A3	1416	訪問型サービス(国基準と同等)IV・初任・同一				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	184	

A3	1425	訪問型サービス(国基準と同等)初回加算	ト 初回加算		200単位加算	200	1月につき
----	------	---------------------	--------	--	---------	-----	-------

A3	1439	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算I・13				項目1413の場合	40	1回につき
----	------	---------------------------	--	--	--	-----------	----	-------

A3	1451	訪問型サービス(国基準と同等)処遇改善加算I・25				項目1425の場合	27	1月につき
----	------	---------------------------	--	--	--	-----------	----	-------

訪問型サービス（国基準と同等）（定率）コードの使い方

（サービスコード等は平成30年10月1日現在のものです。今後報酬改定等により変わる可能性があります。）

例2-1（自己負担割合1割）

- ・週1回程度の利用を想定した初回の利用者に、月に4回のサービスを提供した場合
 ※月に週が5週あったためサービスを5回提供した等、月4回以上の利用があった場合は、この例によります。
- ・利用者の自己負担割合が1割の場合（2割・3割の場合、サービスコードが変わります）

報酬の区分	平成30年3月サービス提供分まで	平成30年4月サービス提供分から （国基準と同等事業所はすべてA3）	
	従来どおりです。	サービスコード	単位数
基本報酬		A3 1001	1168単位（1月につき） ※月に5回等、4回以上のサービス利用では同じです。
初回加算		A3 1025	200単位（1月につき）
介護職員処遇改善加算 （Ⅰ）137/1000		A3 1027	160単位（1月につき） ※月に5回等、4回以上のサービス利用では同じです。
		A3 1051	27単位（1月につき）
合計単位数		1555単位	

訪問型サービス（国基準と同等）（定率）コードの使い方

（サービスコード等は平成30年10月1日現在のものです。今後報酬改定等により変わる可能性があります。）

例2-2（自己負担割合2割）

- ・週1回程度の利用を想定した初回の利用者に、月に4回のサービスを提供した場合
 ※月に週が5週あったためサービスを5回提供した等、月4回以上の利用があった場合は、この例によります。
- ・利用者の自己負担割合が2割の場合（1割・3割の場合、サービスコードが変わります）

報酬の区分	平成30年3月サービス提供分まで	平成30年4月サービス提供分から （国基準と同等事業所はすべてA3）	
	従来どおりです。	サービスコード	単位数
基本報酬		A3 1201	1168単位（1月につき） ※月に5回等、4回以上のサービス利用では同じです。
初回加算		A3 1225	200単位（1月につき）
介護職員処遇改善加算 （Ⅰ）137/1000		A3 1227	160単位（1月につき） ※月に5回等、4回以上のサービス利用では同じです。
		A3 1251	27単位（1月につき）
合計単位数		1555単位	

訪問型サービス（国基準と同等）（定率）コードの使い方

（サービスコード等は平成30年10月1日現在のものです。今後報酬改定等により変わる可能性があります。）

例2-3（自己負担割合3割）

- ・週1回程度の利用を想定した初回の利用者に、月に4回のサービスを提供した場合
 ※月に週が5週あったためサービスを5回提供した等、月4回以上の利用があった場合は、この例によります。
- ・利用者の自己負担割合が3割の場合（1割・2割の場合、サービスコードが変わります）

報酬の区分	平成30年3月サービス提供分まで	平成30年4月サービス提供分から （国基準と同等事業所はすべてA3）	
	従来どおりです。	サービスコード	単位数
基本報酬		A3 1401	1168単位（1月につき） ※月に5回等、4回以上のサービス利用では同じです。
初回加算		A3 1425	200単位（1月につき）
介護職員処遇改善加算 （I）137/1000		A3 1427	160単位（1月につき） ※月に5回等、4回以上のサービス利用では同じです。
		A3 1451	27単位（1月につき）
合計単位数		1555単位	

例2のコード表抜粋（1割負担）

A3	1001	訪問型サービス(国基準と同等) I	イ 訪問型サービス費(独自)(I)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		1168	1月につき
A3	1002	訪問型サービス(国基準と同等) I・初任		1,168単位 ※1月の中で全部で4回以上	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	818	
A3	1003	訪問型サービス(国基準と同等) I・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1051	
A3	1004	訪問型サービス(国基準と同等) I・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	736	

A3	1025	訪問型サービス(国基準と同等) 初回加算		初回加算	200単位加算	200	1月につき
----	------	----------------------	--	------	---------	-----	-------

A3	1027	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 I・1	リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の137/1000 加算	項目1001の場合	160	1月につき
----	------	----------------------------	--------------	---------------------------------------	-----------	-----	-------

A3	1051	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 I・25			項目1025の場合	27	1月につき
----	------	-----------------------------	--	--	-----------	----	-------

例2のコード表抜粋（2割負担）

A3	1201	訪問型サービス(国基準と同等) I	イ 訪問型サービス費(独自)(I)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)		1168	1月につき	
A3	1202	訪問型サービス(国基準と同等) I・初任			1,168単位 ※1月の中で全部で4回以上	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	818	
A3	1203	訪問型サービス(国基準と同等) I・同一				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1051	
A3	1204	訪問型サービス(国基準と同等) I・初任・同一				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	736	

A3	1225	訪問型サービス(国基準と同等) 初回加算	ト 初回加算		200単位加算	200	1月につき
----	------	----------------------	--------	--	---------	-----	-------

A3	1227	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 I・1	リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の137/1000 加算	項目1201の場合	160	1月につき
----	------	----------------------------	--------------	---------------------------------------	-----------	-----	-------

A3	1251	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 I・25			項目1225の場合	27	1月につき
----	------	-----------------------------	--	--	-----------	----	-------

例2のコード表抜粋（3割負担）

A3	1401	訪問型サービス(国基準と同等) I	イ 訪問型サービス 費(独自)(I)	事業対象者・要支援1・要 支援2(週1回程度)		1168	1月につき	
A3	1402	訪問型サービス(国基準と同等) I・初任			1,168単位 ※1月の中で全部で4回以上	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	818	
A3	1403	訪問型サービス(国基準と同等) I・同一				事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1051	
A3	1404	訪問型サービス(国基準と同等) I・初任・同一				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	736	

A3	1425	訪問型サービス(国基準と同等) 初回加算		初回加算	200単位加算	200	1月につき
----	------	----------------------	--	------	---------	-----	-------

A3	1427	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 I・1	リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の137/1000 加算	項目1401の場合	160	1月につき
----	------	----------------------------	--------------	---------------------------------------	-----------	-----	-------

A3	1451	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 I・25			項目1425の場合	27	1月につき
----	------	-----------------------------	--	--	-----------	----	-------

訪問型サービス（国基準と同等）（定率）コードの使い方

（サービスコード等は平成30年10月1日現在のものです。今後報酬改定等により変わる可能性があります。）

例3

- ・週1回程度の利用を想定した利用者に、**複数事業所が各2回**、月に4回のサービスを提供した場合
- ・利用者の自己負担割合が1割の場合（2割・3割の場合、サービスコードが変わります）

報酬の区分	平成30年3月サービス提供分まで	平成30年4月サービス提供分から (国基準と同等事業所はすべてA3)		
			サービスコード	単位数
基本報酬	従来とおりです。 ※複数事業所の利用はできません。	事業所A	A3 1017	292単位（1回につき）×2回 =584単位
		事業所B	A3 1017	292単位（1回につき）×2回 =584単位
介護職員処遇改善加算 (I) 137/1000		事業所A	A3 1043	40単位（1回につき）×2回＝ 80単位
		事業所B	A3 1043	40単位（1回につき）×2回＝ 80単位
合計単位数				1328単位

例3のコード表抜粋

A3	1017	訪問型サービス(国基準と同等) V	訪問型サービス 費(独自)(V) 事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) 292単位 ※1月の中で全部で7回まで			292	1回につき
A3	1157	訪問型サービス(国基準と同等) V 8回目調整用単位			訪問型サービス(国基準と同等) Vで複数事業所利用等の場合、8回目はこの請求コードで請求する。	291	
A3	1018	訪問型サービス(国基準と同等) V・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	204	
A3	1019	訪問型サービス(国基準と同等) V・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	263	
A3	1020	訪問型サービス(国基準と同等) V・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	184	

A3	1039	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 I・13				項目1013の場合	40	1回につき
A3	1040	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 I・14				項目1014の場合	28	
A3	1041	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 I・15				項目1015の場合	36	
A3	1042	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 I・16				項目1016の場合	25	
A3	1043	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 I・17				項目1017及び項目1157の場合	40	

訪問型サービス（国基準と同等）（定率）コードの使い方

（サービスコード等は平成30年10月1日現在のものです。今後報酬改定等により変わる可能性があります。）

例4

- ・週1回程度の利用を想定した初回の利用者に、複数事業所が各2回、月に4回のサービスを提供した場合（この例では、処遇改善加算は未算定としていますが、必要に応じて算定してください。）
- ・利用者の自己負担割合が1割の場合（2割・3割の場合、サービスコードが変わります）

報酬の区分	平成30年 3月サービス提供分 まで	平成30年4月サービス提供分から （国基準と同等事業所はすべてA3）		
			サービスコード	単位数
基本報酬	従来どおりです。 ※複数事業所の利用はできません。	事業所A	A3 1017	292単位（1回につき）×2回 = 584単位
		事業所B	A3 1017	292単位（1回につき）×2回 = 584単位
事業所A		A3 1025	200単位	
事業所B		A3 1025	200単位	
初回加算				
合計単位数				1568単位

例4のコード表抜粋

A3	1017	訪問型サービス(国基準と同等) V	ホ 訪問型サービス 費(独自)(V)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		292	1回につき
A3	1157	訪問型サービス(国基準と同等) V 8回目調整用単位		292単位 ※1月の中で全部で7回まで	訪問型サービス(国基準と同等) Vで複数事業所利用等の場合、8回目はこの請求コードで請求する。	291	
A3	1018	訪問型サービス(国基準と同等) V・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	204	
A3	1019	訪問型サービス(国基準と同等) V・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	263	
A3	1020	訪問型サービス(国基準と同等) V・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	184	

A3	1025	訪問型サービス(国基準と同等) 初回加算	ト 初回加算		200単位加算	200	1月につき
A3	1158	訪問型サービス(国基準と同等)生活機能向上加算 I	チ 生活機能向上連携加算		100単位加算	100	
A3	1026	訪問型サービス(国基準と同等)生活機能向上加算 II			200単位加算	200	

訪問型サービス（国基準と同等）（定率）コードの使い方

（サービスコード等は平成30年10月1日現在のものです。今後報酬改定等により変わる可能性があります。）

例5

・週1回程度の利用を想定した利用者に、月に週が5週あったため、複数事業所が各2回と3回、月に5回のサービスを提供した場合

（この例では、処遇改善加算は未算定としていますが、必要に応じて算定してください。）

・利用者の自己負担割合が1割の場合（2割・3割の場合、サービスコードが変わります）

報酬の区分	平成30年3月サービス提供分まで	平成30年4月サービス提供分から （国基準と同等事業所はすべてA3）		
基本報酬	従来どおりです。 ※複数事業所の利用はできません。		サービスコード	単位数
		事業所A（2回利用）	A3 1017	292単位（1回につき）×2回 = 584単位
		事業所B（3回利用）	A3 1017	292単位（1回につき）×2回 = 584単位
<p><u>※国の地域支援事業実施要綱において、国が定める額を上限として定めることとされているため、基本単位については、週1回程度の利用の上限である1168単位を超えて算定することができません。従って、事業所Bが3回サービス提供していても、基本単位については、2回までの584単位までしか請求できません。（加算は別途算定します。）複数事業所利用時は事前に十分に調整・検討したうえでご利用ください。</u></p>				
合計単位数				1168単位

例5のコード表抜粋

A3	1017	訪問型サービス(国基準と同等) V	訪問型サービス 費(独自)(V)	事業対象者・要支援1・要支 援2(週2回程度)		292	1回につき	
A3	1157	訪問型サービス(国基準と同等) V 8回目調整用単位			292単位 ※1月の中で全部で7回まで	訪問型サービス(国基準と同等) Vで複数事業所利用等の場合、8回目はこの請求コードで請求する。	291	
A3	1018	訪問型サービス(国基準と同等) V・初任				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	204	
A3	1019	訪問型サービス(国基準と同等) V・同一				事業所と同一建物の利用者又 はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	263	
A3	1020	訪問型サービス(国基準と同等) V・初任・同一				介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	184	

訪問型サービス（国基準と同等）（定率）コードの使い方

（サービスコード等は平成30年10月1日現在のものです。今後報酬改定等により変わる可能性があります。）

例6

- ・週2回程度の利用を想定した利用者に、**複数事業所で**月に8回のサービスを提供した場合
- ・利用者の自己負担割合が1割の場合（2割・3割の場合、サービスコードが変わります）

報酬の区分	平成30年3月サービス提供分まで	平成30年4月サービス提供分から (国基準と同等事業所はすべてA3)		
			サービスコード	単位数
基本報酬	従来どおりです。 ※複数事業所の利用はできません。	事業所A	A3 1017	292単位（1回につき）×4回＝1168単位
		事業所B	A3 1017 A3 1157（※国の上限を超えられないため、このコードで1単位分を調整）	292単位（1回につき）×3回＝876単位 291単位（1回） 事業所B計1167単位
介護職員処遇改善加算 （I） 137/1000		事業所A	A3 1043	40単位（1回につき） ×4回＝160単位
		事業所B	A3 1043	40単位（1回につき） ×4回＝160単位
合計単位数				2655単位

例6のコード表抜粋

A3	1017	訪問型サービス(国基準と同等) V	ホ 訪問型サービス 費(独自)(V)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)		292	1回につき	
A3	1157	訪問型サービス(国基準と同等) V 8回目調整用単位			292単位 ※1月の中で全部で7回まで	訪問型サービス(国基準と同等) Vで複数事業所利用等の場合、8回目はこの請求コードで請求する。		291
A3	1018	訪問型サービス(国基準と同等) V・初任			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		204	
A3	1019	訪問型サービス(国基準と同等) V・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		263	
A3	1020	訪問型サービス(国基準と同等) V・初任・同一			介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%		184	

A3	1039	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 I・13				項目1013の場合	40	1回につき
A3	1040	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 I・14				項目1014の場合	28	
A3	1041	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 I・15				項目1015の場合	36	
A3	1042	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 I・16				項目1016の場合	25	
A3	1043	訪問型サービス(国基準と同等) 処遇改善加算 I・17				項目1017及び項目1157の場合	40	

通所型サービス（緩和型）（定額）コードの使い方

（サービスコード等は平成30年10月1日現在のものです。今後報酬改定等により変わる可能性があります。）

例7

- ・週1回程度の利用を想定した利用者に、月に4回のサービスを提供した場合
- ・利用者の自己負担割合が1割の場合（2割・3割の場合、サービスコードが変わります）

報酬の区分	平成30年3月サービス提供分まで	平成30年4月サービス提供分から (国基準と同等事業所はすべてA3)	
基本報酬	従来どおりです。	サービスコード	単位数
		A8 1023	298単位（1回につき）×4回＝1192単位
		<p><u>※国の地域支援事業実施要綱において、国が定める額を上限として定めることとされているため、基本単位については、週1回程度の利用の上限である1647単位を超えて算定することができませんが、このサービスコードの場合、298単位×5回＝1490単位となり、4回を超えてサービスを利用しても、なお回数による算定となります。</u> <u>（加算は別途算定します。）</u></p>	
合計単位数			1192単位

「介護予防・日常生活支援総合事業についての質問に対する回答」に以下のような質問があったため、算定の事務等における考え方をお示しします。(VOL. 1)

【質問】

利用者の急な都合等によって利用予定日に利用がなかった場合、4回の定額請求が3回の回数請求になり、請求事務における入力等をやり直さなければならなくなる。月末利用予定日のキャンセルともなると、事務が間に合わないこともある。このような場合を考え、4回の利用があった場合でも4回の定額請求ではなく、4回の回数請求をすることは可能か。例えば、A31001 訪問型サービス（国基準と同等）Ⅰ 1168単位を使用せず、A31013 訪問型サービス（国基準と同等）Ⅳ292単位×4回＝1168単位とすることは可能か。

【回答】

月額定額の請求単価を残したのは、国の定める上限と同等の単価を算定可能とすることを目的としています。たとえば、A3 1009 訪問型サービス（国基準と同等）Ⅲ3704単位と、A3 1021 訪問型サービス（国基準と同等）Ⅵ308単位×12回＝3696単位を比較すると、同じ12回の利用であってもA3 1021では8単位分、国の定める単価より低くなってしまいます。このような場合の端数調整機能として月額定額の請求単価を設定しております。したがって、サービスコードの算定項目では3回まで7回まで11回までとなっているコードで、4回・8回・12回という請求を妨げるものではありませんが、算定単位は端数がでる場合その分低くなります。なお、国の定める単価上限を超えないよう算定回数には制限を設けております。例えば、A3 1017 訪問型サービス（国基準と同等）Ⅴ 292単位×8回＝2336単位となり、国の定める上限の2335単位を超えてしまうため、このコードの算定制限は7回までとしていますので、8回目調整用単位であるA3 1157を使用することとなります。

訪問型サービス（国基準と同等）（定率）**算定の事務等における考え方の例 VOL. 1**

（サービスコード等は平成30年10月1日現在のものです。今後報酬改定等により変わる可能性があります。）

例8

- ・週1回程度の利用を想定した利用者に、月に4回のサービス提供を行い、回数で算定する場合。
- ・利用者の自己負担割合が1割の場合（2割・3割の場合、サービスコードが変わります）

報酬の区分	平成30年3月サービス提供分まで	平成30年4月サービス提供分から (国基準と同等事業所はすべてA3)		
	従来どおりです。		サービスコード	単位数
基本報酬		基本的な算定方法	A3 1001	1168単位（1月につき）
		回数を用いた算定方法	A3 1013	292単位（1回につき）×4回＝1168単位
合計単位数				1168単位
<p>※前ページの回答にあるとおり、回数を用いた算定方法は月4回以上の利用があっても、「1回につき」による算定を行うことができますが、サービスコードによっては算定単位「1月につき」の単位数よりも、低い単位になってしまう場合がありますので、ご注意ください。</p> <p>例：「1月につき」A3 1009訪問型（国基準と同等）Ⅲ3704単位 「1回につき」A3 1021訪問型（国基準と同等）Ⅵ308単位×12回＝3696単位</p>				

「介護予防・日常生活支援総合事業についての質問に対する回答」に以下のような質問があったため、算定の事務等における考え方を示します。（VOL.2）

【質問】

月途中で訪問型サービスを週1回程度から週2回程度の利用に変更した場合、訪問型サービスⅡの算定は翌月からとしていたが、平成30年4月1からはどうなるのか

【回答】

従来は、「報酬区分については、定額報酬の性格上、月途中で変更する必要はない。なお、状況の変化が著しい場合については、翌月から、支給区分を変更することもありうる。」とする平成18年4月改正関係Q&Aの考え方を採用していました。しかし、今後は1回あたりの出来高報酬になることから、月途中の訪問型サービスの報酬区分の変更については、当該月のケアプランを見直し、適切な報酬区分で算定してください。

訪問型サービス（国基準と同等）（定率）算定の事務等における考え方の例 VOL. 2

（サービスコード等は平成30年10月1日現在のものです。今後報酬改定等により変わる可能性があります。）

例9

- ・週1回程度の利用を想定していたが、状態が悪化し月途中でプランを週1回から週2回に変更した場合。
- ・利用者の自己負担割合が1割の場合（2割・3割の場合、サービスコードが変わります）

報酬の区分	平成30年3月サービス提供分まで	平成30年4月サービス提供分から （国基準と同等事業所はすべてA3）		
基本報酬	従来どおりです。		サービスコード	単位数
		月の前半、週1回程度利用	A3 1013	292単位（1回につき）×2回＝584単位
		月の後半、週2回程度利用	A3 1017	292単位（1回につき）×4回＝1168単位
合計単位数		1752単位		